

岩手県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成27年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市鶉住居町及び片岸町の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年6月15日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点）